

義務教育を受ける機会が実質的に得られていない 人たちへの就学・修学保障についての請願

北海道教育委員会

教育委員長 様

教育長 様

【請願趣旨】

日本弁護士連合会は、「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」をとりまとめ、2006年8月10日、内閣総理大臣・文科大臣・厚生労働大臣・衆・参議院議長に提出しました。この意見書は、国に対して、戦争や貧困などのために学齢期に修学することのできなかった中高年齢者、在日韓国・朝鮮人および中国帰国者などの多くの人々について、義務的かつ無償とされる普通教育を受ける権利を実質的に保障するよう要請したものです。

現在、全国の公立中学校夜間学級は8都府県で35校に設置され、在籍数は約2400人です。しかし、経済的な理由や近くにそうした施設がないという理由で、「学びたくても学べない」人たちが未だ多くいるのが現状です。

北海道においては、1990年4月、民間ボランティアの手で、札幌に「遠友塾自主夜間中学」が開設されました。以来、札幌近郊のみならず、全道各地から多くの問い合わせがあり、「札幌市民会館」で始まった「遠友塾」は18年間で300名以上の卒業生を送り出しています。現在、旭川でも開講し、函館、釧路も本年4月開講の準備がすすめられており、「夜間中学」は広がりを見せています。近年は不登校で義務教育を修学できなかった人たちも受講しています。しかしながら、その設置・運営はすべて民間団体の手でまかなわれており、会場の確保や施設設備の問題、教材にかかる費用等、財政面をはじめ、多くの問題があります。

私たちは、貴職に対して、日本国憲法第26条に「すべての国民はひとしく教育を受ける権利を有する」と明記されていることからも、北海道で推定10万人ともいわれる義務教育を受ける権利を奪われた人たちの就学・修学を保障するため、下記の事項を要請いたします。

【要請事項】

- ① 北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学（公立中学校夜間学級）を札幌市に開設すること
- ② 道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対して、学校の教室使用を主とした施設の提供と財政的支援を行うこと

名 前	住 所